**社会保険等未加入対策について**

社会保険等未加入対策については、建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善のため、全国的に取り組んでおり、長門市においても以下の対策を行うこととします。

|  |
| --- |
| **社会保険等とは・・・（以下に該当しないものは適用除外）**  **・健康保険、厚生年金保険**  法人の場合はすべての事業所について、個人経営の場合は常時５人以上の従業員を使用する限り、必ず加入。  **・雇用保険**  建設事業主の場合、法人か個人経営かにかかわらず、労働者を１人でも雇用する限り、必ず加入。 |

|  |
| --- |
| **Ⅰ　元請業者への対策**  平成２９・３０年度の入札参加資格申請【建設工事】から、社会保険等未加入の建設業者は名簿に登載しないこととします。（適用除外を除く）  **Ⅱ　下請業者への対策**  　　平成２９年４月１日以降、入札公告又は入札通知を行う工事について、一次下請業者は原則社会保険等への加入業者に限定することとします。（適用除外を除く）  **◆社会保険等の加入状況の確認方法**  　　受注者から提出された「施工体制台帳」及び「添付書類」に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入業者に該当するか否かを確認します。  **◆受注者への措置**  特別な事情を発注者が認めた場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結したことが確認された場合、受注者に対し、以下の措置を行うこととします。  **○制裁金の課金**  受注者と当該一次下請業者との一次下請契約に係る請負代金額の１０％を課金する。  **○指名停止措置**  契約違反により、２週間以上４カ月以内の指名停止とする。  **○工事成績評定点の減点**  指名停止措置に伴い、１０点から２０点の減点とする。  **※元請業者は、下請業者の加入状況の確認について、保険料の領収済通知書等により確認してください。**  **◆その他**  　・二次以降を含むすべての下請業者について、社会保険等に未加入であることを確認した際には、建設業許可権者に通報します。  　・一次下請業者の社会保険等への加入義務については、工事請負契約書を改正します。（平成２９年４月１日施行予定） |